

ふくし TIMES

http://www.knsyk.jp

vol. 732



ともしび運動

2012. 11

福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



〈写真・菊地信夫〉

われ い が い み な わ が し 我以外皆我師

高校教諭として勤め始めたころから、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える更生保護のボランティア活動が続ける山口信郎さん。「本人の力で地域や福祉とつながっていかれるように、将来に向けた話ができると、本人は“今”を見つめることができ、自然と気持ちも前に向いていく。必ずしも始めから全力でスタートする必要はない」と笑顔で話す。保護司となって30年、「出会いから学ぶこと、人から学ぶことが実に多い」という山口さんの座右の銘は、今も変わらず胸に置かれている。

contents

- 02 特集 更生保護と社会福祉の連携
- 04 NEWS & TOPICS
社協の見守り・支援活動の課題「担い手の発掘・養成」80%／空き家をシェアハウスに 若者の力を地域活性に生かす（横須賀市）ほか
- 06 私のおすすめ
「障害や病気と生きる」映画特集！
- 07 福祉最前線 神奈川県児童福祉施設職員研究会
- 08 連載 かながわの福祉課題を追う—第8回—
- 10 県社協のひろば
・第61回神奈川県社会福祉大会開催報告
・第27回関東ブロック児童養護施設職員研修会開催報告
- 12 かながわ^{Hot}情報
森の里地区地域福祉推進委員会（厚木市）

更生保護と社会福祉の連携

―累犯障害者・高齢者の現状と課題

刑務所や少年院などの矯正施設に入所した人の中に、福祉的支援を必要とする障害者・高齢者が増加しています。知的障害（知能指数69以下。テスト不能含む）のある新規受刑者（平成23年度は6468人）は、毎年全体の2割強を占めており、70歳以上の高齢者は年々増加傾向にあります。また、出所後の支援の乏しさから、犯罪を繰り返す「累犯」（再犯）が多くなっていることも社会的問題となっています。今回は、累犯障害者・高齢者の現状と地域で生活していく上での課題についてお伝えします。

更生保護とは

平成20年に施行された更生保護法では、「更生保護」は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇すること（社会内処遇）により、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが改善更生すること

を助けることで、社会を保護し、個人および公共の福祉を増進することを目的としています。「社会内処遇」といわれるものには、面接などにより出所者と関わり、生活状況において助言などを行う保護観察や、出所者の更生と社会復帰に向けた生活環境の調整などが挙げられます。

急速な高齢化、再犯の増加

更生保護を取り巻く課題として、出所者の急速な高齢化が取り上げられていきます。65歳以上の出所受刑者数をみると、図のとおり、平成23年

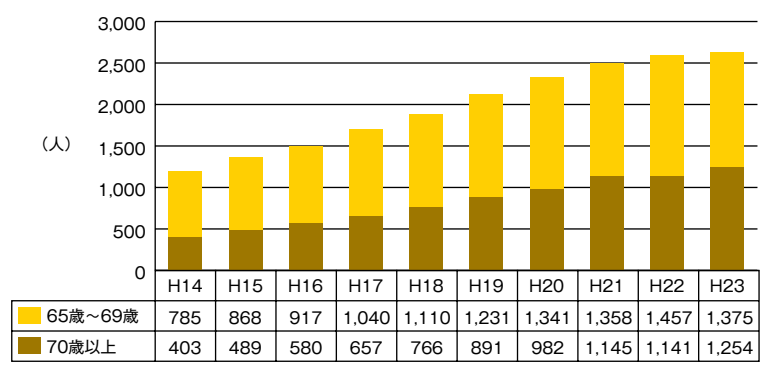
度は2629人（同年出所受刑者全体2万8583人中9.2%）となっており、平成14年度の1188人から10年で2倍以上増加しています。さらに、70歳以上でも、平成23年度は1254人となっており、毎年増加傾向にあります。

高齢者の入所受刑者も最近20年間、初犯・再犯ともに増加傾向にあり、罪名の多くは、万引きなどの「窃盗」が71.3%、続いて「横領」が14.5%となっています（平成22年度警視庁調べ）。

また、高齢者の仮釈放の割合（平成22年度は28.3%）は、出所受刑者全体の割合（同49.1%）に比べて低く、仮釈放の場合は保護観察官（※1）・保護司（※2）が付いて保護観察を受けますが、高齢者の約7割は満期出所となっています。

高齢者の場合は、仕事がなく身寄りがないことなどから、帰宅先が

図 65歳以上の高齢出所受刑者数の推移（平成14年～23年）



（出典：矯正統計）

定まりにくい深刻な状況も起こっています。平成15年ごろからさまざまなメディアでも取り上げられ、障害者や高齢者による犯罪の現状、背景が伝えられたことから、出所者の福祉的支援の必要性が求められるようになってきました。

平成20年、国では「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」において、福祉の支援が必要な人のニーズの把握、福祉サービスマ等申請手続の援助などを行うため、矯正施設・更生保護施設に社会

幸せ・生きがい探しの支援

出所した障害者・高齢者が地域で生活していくため、平成21年度より全国で地域生活定着支援センターが設置されました（平成23年度末、全都道府県で開設）。

本年12月で開所2年を迎える「神奈川県地域生活定着支援センター」（以下、「支援センター」）では、障害者・高齢者の「特別調整」【次ページ参照】を対象として、横浜保護観察所と協働で矯正施設退所後の生活環境調整などを行っています（「地域生活定着促進事業」）。

支援は個人により内容が異なりますが、まず、居住場所の確定、住民票の異動・設定、生活保護受給の手続きが対象者に共通して必要となっています。支援センターによる生活環境調整は、対象者が矯正施設に入所している間から始まります

福祉士等の配置を促進するなど、福祉の支援を必要とする出所者の地域定着支援策が取りまとめられました。そして、平成21年以降、「地域生活定着支援センター」の設置や、職場体験などの総合的な就労支援策が進められています。

※1 専門的知識をもつ更生保護・犯罪予防に当たる国家公務員

※2 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア

— 「特別調整」の対象 —

- ※次の①～⑥のすべてを満たす人
- ① 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害もしくは精神障害があること
 - ② 釈放後の住居がないこと
 - ③ 福祉サービス等を受けることが必要であると認められること
 - ④ 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当と認められること
 - ⑤ 特別調整を希望していること
 - ⑥ 個人情報を提供することに同意していること

が、そのほとんどが障害者手帳を取得していなかったり、また手帳の申請や、要介護認定の手続きは退所後でないといえないことが多いため、退所後すぐに福祉施設への入所や福祉サービスの利用へとつながらないという課題があります。

本人の希望に沿いながら、多くは生活経験のある地域への調整を行うので、県内居住場所の調整だけでなく、他県への調整や、逆に他県から神奈川県への居住希望を受け入れることもあります。

社会福祉士6名体制で進める支援センターの取り組みは「ソーシャルワークの積み重ねです。退所後の地域生活に幸福感を見出せることが結果として再犯防止につながります」と中西一郎センター長は話します。

地道な活動が支えに

小田原地区保護司会では、更生保護施設「報徳更生寮」（小田原市）で寮内外の清掃活動を20年以上続けています。また、小田原市更生保護女性会（※3）でも、毎月、生け花活動を行っています。生けられた花を見て、「心が和みますね」と寮生の間でも好評です。

寮では最近、高齢者や知的障害のある入所者が増えてきており、不況の煽りも受け、仕事が決まらないなどの課題を抱えています。そうした中、さり気なく、地道に行う保護司会などのボランティア活動は、寮生の大きな心の支えになっています。

田上俊施設長は、「更生保護と社会福祉をつなぐ必要性は高まっている。福祉施設のソーシャルワーカー等との研修を積み、支援体制の強化を図りたい」と考えています。

※3 犯罪・非行防止のための啓発活動などを行うボランティア団体

更生保護と社会福祉の連携に向けて

「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議・中間まとめ」（平成20年9月）では、出所者の社会復帰のポイントとして、「住む場所が確保されていること」「安定した収入が得られる仕事に就くこ

と」「更生保護や福祉サービス等による適切な支援が行われること」の3点を挙げています。身寄りのない、または家族や親族の理解や支援が得られないなどの課題を抱える障害者・高齢者の出所者については、「更生保護や福祉サービス等による適切な支援が行われること」に重点が置かれていきます。

出所者が希望する地域で新たな生活をスタートするには何が必要なのか。山口信郎さん（県保護司会連合会会長・本会保護司部会長）は、「地域に戻るといことは、家族愛や隣人愛を取り戻すことでもある。その基本は『人』としてお互いを尊

敬し合い、将来を語り合っていくことです」とBBS活動から保護司と続く、40年の経験から感じています。（生活支援担当）

【参考】

- ・特集 更生保護と社会福祉「月刊福祉」（2010年3月、全社協）
- ・「罪を犯した障がい者・高齢者をはじめ受入れのために」（2012年3月、南高愛隣会）
- ・平成23年版犯罪白書（法務省）
- ・矯正統計年報（法務省）
- ・第62回社会を明るくする運動中央行事「更生保護・福祉連携シンポジウム」資料（2012年9月）

湘南福祉センター下宿屋
所長 牧野 賢一



再犯防止の力は「つながり」の回復

犯罪という言葉と、私が出会った知的障がいのある彼らとはいつも重なり合いません。こんなにもまわりに気を遣って自信がない彼らが、どうして犯罪という大胆な行動をとったのか。知的障がいのある人たちの地域生活支援の現場でかかわり思うことは、彼らにとっての犯罪は「生きにくさ」のなかでの「本当の声」の伝え方だということです。そしてそれは特別な事ではなく、誰もがその手段を隠しているということです。

障がいがあることで、家族・対人・社会関係不全、いじめや差別、虐待、貧困などが重くのしかかってきます。それらは犯罪につながる要因の一つひとつではありますが、最も深刻なのは、言葉にできない「本当の声」を分かち合う「つながり」が失われることです。

障がいがあることでの「生きにくさ」のなかで、犯罪を思い留まらせる力になるのは、地域生活における「つながり」の回復であり、私のような支援者のみならず、地域の人たちとの「つながり」が必要なのです。

「生活支援戦略」に関する
主な論点案まとめ

「生活支援戦略」とは、近年、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題が深刻化していることを受け、生活困窮者への支援体制の底上げ・強化を図るための法制度の総合的な見直しを図ろうと、厚労省が検討を進めているものです。体制整備を計画的に進めるための中期プラン（平成25～31年の7カ年）を策定することとし、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（部会長・宮本太郎北海道大学大学院教授）で協議が進められています。

これまでの議論を踏まえ、第8回部会では「『生活支援戦略』に関する主な論点（案）」【下表】が示され、制度の谷間のない相談支援を実現するための「総合的な相談支援センター」の設置や、直ちに一般就労を目指すことが困難な方に対する社会的自立に向けたサポートを組み込んだ「中間的就労」のあり方等について、論点案が整理されました。

10月17日の第9回部会では、武

「生活支援戦略」に関する主な論点（案）

I 新たな生活困窮者支援体系に関する論点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援 2. 就労支援の強化 3. 家計再建に向けた支援の強化 4. 居住の確保 5. 「貧困の連鎖」防止のための取り組み 6. 地域における計画的な基盤の整備
II 生活保護制度の見直しに関する論点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化 2. 健康・生活面等ライフスタイルの改善支援 3. 医療扶助の適正化 4. 不正・不適正受給対策の強化等 5. 地方自治体の負担軽減

（厚労省「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（H24.9.28）資料より本会作成）

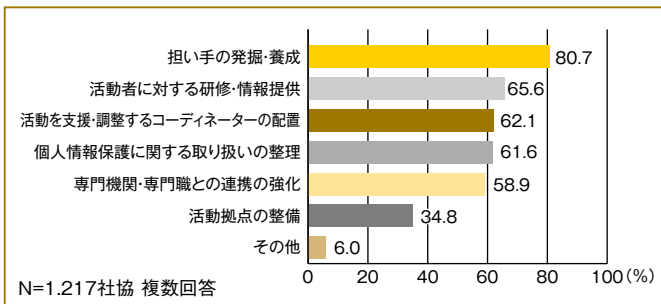
居敏委員（全国社会福祉施設経営者協議会副会長）より、「全国社会福祉施設経営者協議会は、その会員法人において社会福祉事業の実施のみならず、生活困窮者をはじめ地域の中で福祉的支援を必要とする方々への支援をも社会福祉法人が担うべき事業として位置付けて取り組んでいく」との姿勢が示され、社会福祉法人をはじめとする既存の組織・団体が主体的に役割を果たしていくための基盤整備等について意見しています。

（企画調整・情報提供担当）

社協の見守り・支援活動の課題
「担い手の発掘・養成」80%

全社協は、平成24年度第1回社協活動実態調査として、全国の市区町村社協を対象に「地域密着の見守り・支援活動による孤立と生活困窮への対応に関する緊急調査」（回収率65・6%）を行いました。この結果、見守り・支援活動（小地域ネットワーク活動）を行っている社協は66・7%。実施内容では「安否確認」「声掛け・話し相手」が9割を占め、ゴミ出しや電球交換、買い物や病院への付き添いな

見守り・支援活動（小地域ネットワーク活動）に
今後、必要な取り組み・基盤整備の課題



（全社協「地域密着の見守り・支援活動による孤立と生活困窮への対応に関する緊急調査」報告資料より本会作成）

ど、日常的な手伝いにも対応していることが分かりました。

一方、現在実施していない社協からは「社協内の体制不足」（49・6%）を理由に挙げる声が多く、今後必要な基盤整備の課題では「担い手の発掘・養成」が8割を占めました。

本調査に協力した返子市社協では「地域安心生活サポート事業」（市委託）として、5つの小学校区に担当職員を置き、28の小地域圏で、それぞれの地域特性に合った「現代版の向こう三軒両隣」の関係づくりを目指しています。

「住民目線の見守りにより、生活に密着したニーズに気づくことができる。市との協働事業であるため、安心感・信頼感も得やすい。今後は若い世代も参加しやすい活動づくりを考えていきたい」と同市社協の服部誠さん。「見守りサポート」として、見守りや日常的な手伝い、防犯・防災・福祉の情報提供等を行うボランティア登録者数は300人強。市社協では市人口の1%（約600人）を目標に、住民主体のセーフティネットの構築を進めています。

（企画調整・情報提供担当）

福祉のうごき

2012年9月26日～10月29日

Movement of Welfare

●一日の大半を一人で過ごす単身高齢者

総務省が9月26日、平成23年社会生活基本調査の「生活時間」に関する結果概要を公表した。65歳以上の高齢者が一人でいた時間は6時間38分（睡眠時間を除く生活時間の42.3%）だったのに対し、単身高齢者は12時間（同76.5%）を占め、子の有無・居住地別にみると、子どもが近くに住んでいるほど一人時間が短く、家族と一緒にいた時間が長くなっていることが分かった。

●社会的排除の潜在リスクを検討

9月28日に行われた厚労省の生活支援戦略に関する専門部会に、内閣府が行った調査報告書『社会的排除にいたるプロセス』が提出された。報告書では、高校中退、ホームレス、非正規就労、生活保護受給、シングルマザー、自殺、薬物・アルコール依存症の若年（18～39歳）の人のライフコースを調査し、幼少期からの社会的排除の潜在リスクをまとめている。

※報告書全文は厚労省ホームページに掲載中

●運転免許をめぐる警察庁提言「罰則必要」

10月25日、警察庁の有識者検討会は国家公安委員会に『一定の病状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言』を提出した。意識喪失、発作的なけいれん・まひなど、運転に支障を及ぼす恐れのある症状について、故意に虚偽の申告をした人への罰則整備が必要であるなど、制度改正の方向性を打ち出している。

この提言に対し、(社)日本てんかん協会は同日、てんかんのある人とその関係者に対し、改めて法令順守を強く訴えるとともに、「病識のある者だけを対象としたスクリーニング（病状等申告欄）に対して罰則適用するのは公平性を欠く」「むしろ病状を隠す結果になることが懸念される」等の見解をまとめた声明文を発表した。

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本誠一郎**

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作

きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1709/☎ FAX045(784)8802
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588
http://www.kki.co.jp/

空き家をシェアハウスに
若者の力を地域活性に生かす
―横須賀市「県立保健福祉大学学
生居住支援事業」

三方を海に囲まれた横須賀市では、海と丘陵を見渡すことのできる自然豊かな街並みを生かした都市計画を進めています。平坦な地が少なく急坂が多い特徴から、公共交通機関に至るまでに階段を通らないとアクセスできない建物や、車を横付けできない建物が多いなど、住民への生活支援のあり方についても議論されてきました。

その中で同市は、そうした地理的特徴のある谷戸地域のうち、特に高齢者が多く生活する地区をモデルに設定し、空き家を活用した県立保健福祉大学との協働事業を打ち出しました。

これは、空き家の持ち主にリフォーム費用の一部を助成し、さらに居住する学生に対しては家賃補助を行うもので、この10月から、シェアハウスのかたちで2名の学生が入居を始めています。今後、自治会や大学、市等との協議会を設け、高齢者等の買い物やゴミ出し等のサポート体制につ



谷戸地域（市内49地区）のうち、空き家率が高い地域は特に少子高齢化が進み、住民の生活支援が大きな課題です

◆横須賀市都市部都市計画課
☎ 046-822-8133
FAX 046-826-0420
(企画調整・情報提供担当)

いて検討する予定です。

私のおすすめ

「障害や病気と生きる」映画特集！

今回は、「障害や病気と生きる」というテーマでおおすすめの映画をご紹介します。

重い内容かもしれませんが、自分自身や家族、身近にいる人にいつ起こるかわからないことだと思います。もちろん皆さんの周りにも多くの障害のある方々や重い病気を抱えている人たちがいることにも気づいていただきたいと思います。

※ご紹介する映画の中で『トガニ 幼き瞳の告発』を除く5本はすでにDVD化されています

今月は ⇒ (N)神奈川県障害者
自立生活支援センター がお伝えします！

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2カ所を拠点に活動中。

<連絡先> [法人本部] 厚木市愛甲953-2

☎046-247-7503 FAX046-247-7508

URL <http://www.kilc.org>

E-mail info@kilc.org

+ ❖ 障害児の虐待…

10月に障害者虐待防止法が施行されましたが、『トガニ 幼き瞳の告発』は、韓国の聴覚障害児の学校とその寮で起こった虐待を描いた映画です。赴任したばかりの教師が虐待を発見しますが、加害者の権力にねじ伏せられていき…。非常に残忍で衝撃的な内容から、モデルとなった学校は廃校になり、韓国では法改正も行われたそうです。日本でも多くの虐待事件が報道されていますが、氷山の一角と考えなければいけないでしょう。まず知ることが大事だと思います。

+ ❖ 記憶が失われていたら…

『私の頭の中の消しゴム』は日本のテレビドラマを原作にした韓国映画です。幸せな結婚生活を送る女性に襲いかかった若年性アルツハイマー病。徐々に失われていく記憶と、妻を支える夫の姿を描きます。日本映画では『明日の記憶』もおすすめ。働き盛りの主人公が、妻と共に少しずつ病に向き合っていきます。

『博士の愛した数式』は、交通事故の後遺症で80分しか記憶が持たなくなった数学の天才博士と、彼の家で働く家政婦の親子の心の交流が描かれています。

+ ❖ 身体が自由が失われたら…

海で事故に遭い、寝たきりの生活を送る主人公の生涯を描いた『海を飛ぶ夢』。尊厳死を望む本人と、家族・友人らが葛藤する姿に「生きる」とは何かを考えさせられます。『潜水服は蝶の夢を見る』は脳梗塞に倒れた男性のお話。相手の言っていることは分かるのに答えられない苦しさ、「ロックトイン・シンドローム（閉じ込め症候群：眼球運動によってのみ意思を伝えることのできる状態）」の問題に一石を投じています。やがて彼は、「唯一動く左眼だけでなく、想像力と記憶も自由に使える」と考えられるようになっていきます。

この2作品は、どちらも本人の自伝が原作になっていますが、主人公の一見正反対とも思える考え方の根底には、同じ「生きる」ことへの深い思いを感じます。見比べてみるのもおすすめです。

◆ 『トガニ 幼き瞳の告発』

全国順次公開中 [R-18]
配給:CJ Entertainment Japan



©2011 CJ E&M CORPORATION. ALL RIGHTS RESERVED

◆ 『私の頭の中の消しゴム』

DVD発売中1,800円(税込)
/発売:ジュネオン・ユニバーサル・エンターテイメント



©2004CJ Entertainment Inc.&Sidus Pictures Corporation.All rights reserved.Based on the television program "Pure Soul" Created and produced by Yomiuri Television,Japan 2001

◆ 『明日の記憶』

DVD発売中3,990円(税込)
/発売:東映ビデオ /販売:東映



「未来を忘れたら、後悔の壁と心で繋ぐ壁。」

◆ 『博士の愛した数式』

DVD発売中4,935円(税込)
/発売:アスミック /販売:角川書店



「唯一動く左眼だけでなく、想像力と記憶も自由に使える。」

◆ 『海を飛ぶ夢』

DVD発売中3,990円(税込)
/発売:ポニーキャニオン /販売:ポニーキャニオン



©2004 Sogecine,S.A., Himenoptero,S.L.,UGC Images, Eyecscreen S.R.L. All Rights Reserved.

◆ 『潜水服は蝶の夢を見る』

DVD発売中1,890円(税込)
/発売:アスミック /販売:角川書店



「生きる」とは何かを考えさせられる姿に「生きる」とは何かを考えさせられます。

福祉最前線

—現場レポート—

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

神奈川県児童福祉施設職員研究会

会長 草場 作

本会児童福祉施設協議会の下部組織。運営委員会・研修会を開催し、入所児童の健全育成と職員の資質向上を図るほか、各種文化・体育行事に協力。
 〈連絡先〉 ☎046-251-0128 FAX046-251-5130
 (児童養護施設「成光学園」内)



児童養護施設を巣立った子どもたちのその後

このたび、神奈川県児童福祉施設職員研究会（通称：神児研）では神奈川県内の児童養護施設を対象に施設退所児の追跡調査を行いました。

施設で生活をする児童は中学卒業後や高校を中退して就職を選べば、基本的には施設を退所となり社会に巣立っていかねばなりません。施設を退所した児童がその後どのような生活を、どのような困難を抱えながら生きているか。その実態を探ることが児童養護施設には求められてきます。近年、他県では「施設退所者で連絡の取れる児童」に対しての実態調査を行いました。神児研での調査では「施設職員」を対象に調査をしました。これにより連絡が取れる児童のみならず、何らかの事情で所在不明になった児童の状況も探ることができます。連絡が取れなくなった児童こそ困難を抱え、支援を必要としているかもしれません。

今回の調査は、神児研に加入している児童養護施設等で、家庭に戻らず就労自立をした15歳以上の児童が対象です。対象期間は5年です（平成18～22年度の退所）。

調査で分かったことは、施設退所直後の居住先がアパートや住み込み就職が60%と多かったのが、年月が経つと居所不明が増加し、友人・知人や家族・親族などインフォーマルなつながりで暮らしている児童が増えます。職業で見ると施設退所直後に勤めた職種は、多い順から飲食業・工場関係・販売・建築ですが、これも年月が経つと職業不明・無職・生活保護・水商売・結婚などの増加が目立ちます。さらに18歳未満で施設を退所すると職業不明や無職の割合が上がることも分かりました。

総じて実態調査からいえることは、18歳未満で施設を退所すると、その後の生活は困難を抱えてしまう傾向が分かりました。今後施設が取り組む課題は、退所した児童といかにしてつながりを継続していくかです。それは、家庭に頼ることのできない児童にとって、施設が心のより所として変わらぬ存在であり続けることが必要だからです。失敗しながらも社会に立ち向かっていく彼らの育ちを見守り、応援していくことが施設の役割なのです。

(文：自立援助ホーム「湘南つばさの家」ホーム長 前川礼彦)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

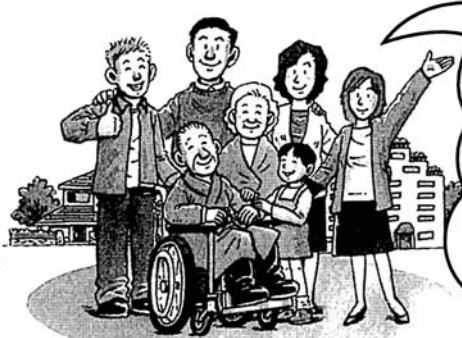
ボランティア活動保険

Aプランで、死亡1,400万円、入院7,000円、通院4,100円、賠償責任5億円(限度額)を補償

全国200万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索



特長は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

年間	基本タイプ	Aプラン	280円	Bプラン	420円
保険料	天災タイプ	Aプラン	490円	Bプラン	720円

*各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

お申込み、お問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
 (引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社

多様化・複合化する福祉課題への対応の促進①

～「複合的な課題を抱える親子」を支える母子生活支援施設の視点～

社会的孤立や生活困窮にある方の生活支援について議論されるなど【関連記事4面】、地域の中で顕在化しづらい、支援につながりづらい方への支援体制が見直されようとしています。そこで今月からの連載は「複合的な課題を抱える親子」に注目し、地域の見守り・支援の課題を探っていきます(全2回)。今回は、本県の母子生活支援施設の取り組みを出発点に考えます。

【事例】 絡み合う母子の生活課題

夫からDV(家庭内暴力)を受け、幼児2人(姉弟)を連れてシエルターに一時避難したAさん。パート就労が決まり、新たな土地でアパート生活を始めました。

ある日、役所に「乱暴で困った子どもがいる。母親がその場においても子どもに注意もしない」と通報がありました。Aさんの長女が長男を執拗に叩いているところを何度も見かけたという内容でした。

翌日、役所のケースワーカーがAさん宅を訪問すると、家の中は散らかり、何日も掃除していない様子が伺えました。眠たそうに目をこするAさんに子どもたちはしがみついたり、ケースワーカーの顔をじつとつかがっていました。

主任児童委員と協力し、ケースワーカーが訪問を続けて数カ月。Aさんがうつ病で受診していること、夜眠れなくなり昼夜逆転して子どもがの面倒をみられなかったこと、体調不良が原因で退職したことなど、少しずつ、Aさんたちの生活の様子がみえてきました。



「最初は必死だったけれど、私の中の何かが壊れてしまった。それ以来、何もする気が起きないんです。私も小さいころから、弟妹の面倒を見てきました。(長女に)これくらいさせて当然でしょう」とAさん。

一方、長女は「ママは頑張っているんだから悪く言わないで」「弟はかわいけれど、言うことを聞かないときはぶつしかないでしょ」と主任児童委員に話していました。

「一度ゆっくり休んで、子どもたちとの生活を立て直してはどうでしょう。今後の就職先や離婚のことも相談できるし、子どもの様子も一緒にみてくれますよ」

ケースワーカーから母子生活支援施設(※)の紹介を受けたAさんは、主任児童委員からの勧めもあって、子どもたちと一緒に施設に転居することを決めました。

※「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者についてその他の援助を行うこと」を目的とする、児童福祉法上の社会福祉施設。

多様化・複合化する課題への 支援体制の充実を

昨年度、本会が政策提言のために行った課題把握調査では、多様化・複合化した課題を抱える人たちが、

母子生活支援施設やホームレス支援施設、刑務所出所者を支援する更生保護施設につながっている現状があり、支援体制の充実が必要であると提言が挙がりました。

本会母子生活支援施設協議会(県内13施設で構成)からは「DVを受けた人、精神障がいや知的障がいのある人、外国につながる母子、ひきこもり児童など、複合的な福祉課題のある利用世帯が多く、そうした方々への対応に難しさを抱えている」と声が上がっています。

親子を地域に送り出すための 継続した支援体制づくり

そこで、母子生活支援施設の取り組みと課題について、本会同施設協議会会長の宮下慧子さん(カサデ・サンタマリア施設長)にお話を聞きました。

施設退所後の生活を見据えて

支援の流れとして、まず役所を通じて、母親からの申し込みを受け付けます。母子と面談を行い、児童相談所・行政関係課・保育園・学校・病院等の関係機関とも話し合いながら、現在の生活課題を整理し、退所までの目標について話し合います。

入所が決まると、母親と一緒に、2年後の退所を目安とした「自立支援計画」を作成します。入所中は、

この計画に基づいて、離婚手続き等の調整・就労や就学の支援・公営住宅の申し込みの情報提供などを行いながら、退所後のアフターケアも並行して考えていきます。

DVをきっかけに施設利用につながる世帯は多いですが、ここに至るまでの経過は実にさまざまです。母親が育った環境から引き継がれた課題、病気や障がいなど母子が個別に抱える課題など、たくさんの要素が複雑に絡み合い、世帯の生活課題となつて現われます。

何よりもまず、親の心の状態が安定しないと、子どもの生活も落ち着きません。親子の力で次のステップに進むためには、安心して生活できる環境を施設の中に整えること、土台となる人間関係を築いていくことが大切だと思います。

親子の暮らしを守り支える

入所後の生活が安定してくると、それぞれの家族の生活スタイルがみえてきます。母親が安定した収入を得られるようになって、家計管理が上手くできず、子どもが食べる物にも困ってしまう世帯もありました。それぞれの世帯にとっての自立とは何か、親子の主体性と能力を見極めながら関わっています。職員にとっても試行錯誤の毎日です。

以前、施設に入所していた子ども

が「施設の行事に参加していたから、友だちと夏休みの思い出を対等に話すことができた。母親と二人きりの生活では、きっとできなかったことだ」と話してくれたことがありました。母親と施設で過ごした日々が、懐かしく嬉しい記憶として子どもの心に刻まれている。そのことを忘れてはいけなさと、改めて気づかせてくれました。親子で過ごした時間と経験が、やがて大人になっていく子どもたちの生きる力になると思います。

一方で、結果として親子分離になつた世帯もあります。親子の安全な暮らしのために、関係者が積極的に介入し、親子に個別の関わりを持つことも必要です。



母子生活支援施設では、七五三やひな祭り、餅つきなどの伝統行事も行われています

継続性のある自立支援を

厚生省は『社会的養護の課題と将来像』の中で、「施設による親子関係の再構築支援の充実」を挙げています。分離後の親子関係の再構築はもちろん、分離に至らない段階での親への支援、生い立ちや親との関係について心の整理をつけられるような子どもへの支援が重要であり、世帯を丸ごと支援する母子生活支援施設の活用についても明記されました。

ただ現実には、裁判所やハローワークの手続きや、母親の受診に付き添いが必要だったり、虐待を受けた子どもや障がいのある子どもへの時間をかけた関わりが必要だったり、現場の職員体制にはとても厳しいものがあります。

また申請に基づく利用制度のため、入所・退所は母親が判断することになります。施設職員から見ると、地域生活を営む上での生活課題が解決しないまま退所する世帯もあり、不安が残るまま送り出している現状も少なからずあります。施設の役割上、親子は必ず退所していきます。入所時からそれを念頭に置いて母子に関わっていくこと、そうした世帯の地域生活を継続的に見守り・支援していくためにも、地域の関係機関との連携は大きな課題です。

(話・宮下会長)

その人らしさ、生きづらさをありのまま受けとめる

複雑に絡み合った生活課題を整理し、制度・サービスにつなげていくことは福祉関係者に期待される役割ではありますが、「福祉サービスにつなぎ合わせるための課題整理」は、法制度のはざまにある生活課題を見落としたり、親族との関わりを弱めてしまったり、その人らしい生き方を結果として阻んでしまうことにもつながりかねません。

「社会との関わりに不器用な人や人間関係を築くことに時間がかかる人が増えている。そうした人たちが地域で安心して生活できるように、土台となる信頼関係を築くことが福祉施設の役割ではないか」

まずは困りごとのある人の思いを受けとめること、複合的な課題を抱える世帯をありのまま受けとめること、その生きづらさに向き合うこと。宮下さんの言葉には、私たち福祉関係者が省みるべき、原点の姿勢がみえました。

(次回は「複合的な課題を抱える親子」の在宅生活を見守り・支える関係者の取り組み課題を探ります)

(企画調整・情報提供担当)



共に生き、支え合う社会づくりを目指して

第61回県社会福祉大会開催報告

去る10月18日、永年にわたり本県の福祉の推進に貢献された方々の功績をたたえる、第61回県社会福祉大会を県立音楽堂(横浜市西区)において開催しました。

第1部の記念講演では落語家の林家源平さんを招き、「落語家のヘルパー修行日記 介護は十人十色」と題し、自らホームヘルパー2級資格を取りデイサービスセンターで働かれた経験から感じたことを、笑いを交えながらご講演いただきました。

第2部の式典では、県知事表彰、県社協会長表彰及び感謝、県共同募金会会長感謝の授与、そして第20回介護賞と、未来の福祉の担い手となる若い社会福祉施設従事者を表彰するため本年度から設けられた、かながわ福祉みらい賞の贈呈式が行われ



落語家の
林家源平さん

ました。

本年度の内訳は、県介護賞(6人)、かながわ福祉みらい賞(1人)、社会福祉関係者表彰(67人、5団体)、民生委員・児童委員永年勤続表彰(31人)、共同募金運動功労者表彰(28人、14団体)、県社協会長表彰(1385人、92団体)、県社協会長感謝(153人、12団体)、県共同募金会会長感謝(144人、44団体)でした。

受賞者を代表して、保護司の河西英彦さん(横浜市鶴見区)から「支え合いと助け合いの、安全で安心の街づくり」に尽力していくことを誓い、「ま」とご挨拶をいただき大会を終了しました。

今回受賞されました1815人、167団体の皆さま、おめでとうございませう。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

(総務担当)



受賞者代表の
河西英彦さん

社会的養護の理念と現場の架け橋を探る

第27回関東ブロック児童養護施設職員研修会開催報告

10月23日からの2日間、本県において、第27回関東ブロック児童養護施設職員研修会を開催しました。

児童福祉法施行以来、初めてとなる職員配置等の最低基準の引き上げや、厚労省の「社会的養護の課題と将来像」において施設の小規模化・里親推進の方針が示されるなど、児童福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。また、虐待体験のある児童や発達障害のある児童の増加など、入所児童やその家族に必要な関わり方も変化してきています。

そこで今回は田崎吾郎さん(箱根恵明学園施設長)を長とする実行委員会を児童福祉施設協議会内に立ち上げ、「社会的養護の理念と現場のギャップ」に着目し、崇高な理念だけでは解決できない、日々子どもたちと向き合う職員だからこそ抱える悩みを共有し、「社会的養護の理念と現場の課題をどうつなげるか」を考へる機会を目指しました。

1日目は、全国児童養護施設協議会会長の加賀美尤祥さんの基調講演「児童福祉施設の現状と課題」に始まり、その後、5つの分科会に分か

れて活発な討議がなされました。

2日目には「子どもの権利擁護と養育のいとなみ」をテーマにシンポジウムを開催。栃木県にある養徳園園長補佐の加藤準一さん、県央里親会の大貫明子さん、(N)子どもセンターでんぼ副理事長で弁護士の小坪淳子さん、県立総合療育相談センター精神科医の清家洋二さんが登壇し、旭児童ホーム施設長の伊達直利さんのコーディネートのもとで進められました。

シンポジウムの発表を踏まえて、権利擁護は単に権利を侵害しないという意味ではないこと。養育という観点から、子どもの最善の利益という目標に向けて、さまざまな関係機関が横の連携を、時間軸によって関わる支援者同士が縦の連携を広げることでつくるネットワークによって保障され得るものであることが確認され、幕を閉じました。

(社会福祉施設・団体担当)



開会宣言をする田崎実行委員長

支え合う地域住民の力

森の里地区地域福祉推進委員会（厚木市）

厚木市西部に位置する森の里地区は、丘陵地を開発し27年前に入居が始まった住宅地で、人口は約7千人です。高齢化率は20%と市平均よりやや高めで、50代、60代の住民が多く、今後さらに急速な高齢化が予測されます。多数の企業があり転入者が多いという一面もあります。

「森の里地区地域福祉推進委員会」は、平成17年に設立し、民生委員児童委員、自治会、小・中学校PTA、老人会等の代表、地域福祉に関心の高い住民で構成されています。これからさらに深刻化する高齢化を背景に、住民交流事業や生活支援事業など地区住民の生活ニーズに応じた活動に積極的に取り組んでいます。

交流と関係づくりの場

「ふれあい喫茶」は毎月、1丁目から5丁目までの自治会館を順番に巡回します。今年で8年目になる事業で、民生委員児童委員が一人暮らしの方や新たに移り住ん



「ふれあい喫茶」では、展示・イベントも行われます

できた方に声を掛けたことがきっかけで始まりました。主に自治会館近くの高齢者が集います。平成21年からは、ボランティアが主体的に運営する「森CAFÉ」が、集合住宅集会所で毎月開催されています。会場は住宅地の中心に近いため、外出途中にだれもが気軽に立ち寄れる場所となっています。

「ちょっとした困りごと」を解決「もりの応援隊」

平成22年には、住民同士が助け合う仕組みとして、生活支援事業を担う「もりの応援隊」が設立さ



緊急時に備えた研修会

れました。この応援隊は、家庭の草取り・電球交換等日常生活のお手伝いをする有償ボランティアです。現在の利用登録者は、高齢者や子育て世帯など31人です。依頼者にはできるだけ同じボランティアが対応できるように、コーディネーターが手配します。こうして住民間に顔の見える関係ができ、見守りにもつながっていきま

す。また緊急時に備え、ベッドでの移動や車いすの移乗方法を学ぶ研修会の開催など自己研さんに努めています。

「高齢化の流れは止められませんが、若い人たちにも入ってきてほしい。そのために、高齢者事業と同時に子育て支援にも力を入れていきます」と玉巻百合子委員長は意気込みを語ります。

（地域福祉推進担当）

※本年度の県社会福祉大会にて、優良地区社協として表彰されました。



T236-0002 横浜市金沢区泉町15-2 | Tel.045-776-2671 | Fax.045-776-2678 | http://www.portside.co.jp

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています